

徳島県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	休止年月日
立江歯科	五 小松島市立江町江ノ上四一	山本 伸樹	令和六年十月一日